

入札参加時における注意事項（委託）

杉戸町発注委託の入札及び業務委託の履行に当たっては、下記の事項を遵守してください。

記

1 関係法令の遵守について

- (1) 入札参加業者は、業務内容に応じて、杉戸町委託契約約款、図面、設計書、仕様書、杉戸町建設工事請負等指名競争入札参加者心得及び指名通知の記載事項並びに現場等を熟知の上入札すること。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 町が発注する委託業務は、原則、国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託等の積算に用いるための技術者単価に基づく埼玉県の単価表等により積算している。この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮するよう努めること。

※埼玉県単価表等の詳細は、県のホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujisekkeitankahyou.html>

2 社会保険等への加入及び法定福利費の適正な支払について

労働者の雇用に当たっては、社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金）等の加入及び法定福利費の適切な支払いについては、必要な措置をとるよう努めること。

3 一括再委託の禁止について

受注者は、各契約約款に規定する一括再委託等に抵触する行為を行ってはならない。

4 暴力団等からの不当要求及び妨害の排除について

- (1) 請負者は、業務委託の履行並びに物品の製造請負、買入れ、修理又は売払いの契約の適正な履行にあたり、暴力団等から不当要求及び妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届けること。
- (2) 請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び妨害の排除対策を講じること。

平成29年4月1日施行

杉戸町